

別表 配分基礎単価

1. 区分	2. 配分基礎単価	3. 単位	4. 対象経費	5. 補助率
① 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	大阪府知事通知による配分基礎単価	知事が認める台数 (定員数を上限とする)	<p>簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	大阪府知事通知による補助率
<p>② 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業</p> <p>(1) ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援</p> <p>(2) 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援</p> <p>(3) 家族面会室の整備等経費支援</p>	大阪府知事通知による配分基礎単価	<p>(1) 1か所</p> <p>(2) 1か所</p> <p>(3) 施設・事業所</p>	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む</p>	大阪府知事通知による補助率
③ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	大阪府知事通知による配分基礎単価	整備床数	<p>介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む</p>	大阪府知事通知による補助率

ただし、「大阪府知事通知による配分基礎単価」及び「大阪府知事通知による補助率」とは、「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）」別表に定められている「配分基礎単価」及び「補助率」とする。